（改善計画の変更の認定の申請）

**第三条**　令第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。

（再建計画の認定の申請）

**第四条**　（略）

（再建計画の変更の認定の申請）

**第五条**　（略）

（漁業の整備を行うことが必要である業種）

**第六条**　令第六条の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。

一　沖合底びき網漁業（漁業許可省令第二条第一号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの

二　以西底びき網漁業（漁業許可省令第二条第二号に掲げる漁業をいう。）

三　遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの

四　大中型まき網漁業（漁業許可省令第二条第七号に掲げる漁業をいう。）のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以東、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの、北緯二十一度の線以北、東経百三十二度の線以東、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を操業区域とするもの並びに島根県と山口県の最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの

五　かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）

六　中型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第二条第十三号に掲げる漁業をいう。）

七　小型さけ・ます流し網漁業（漁業許可省令第七十条第四号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち、日本海の海域のみを操業区域とするもの

八　中型いか釣り漁業（総トン数三十トン以上百三十九トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち、北緯二十度の線以北、東経百六十九度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするもの

九　ニュージーランドいか釣り漁業（ニュージーランドの地先沖合において総トン数百三十九トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）

十　東シナ海はえ縄漁業（北緯二十八度の線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。）

十一　小型さけ・ます流し網漁業のうち、第七号に掲げるもの以外のもの

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部改正）

**第十七条**　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （停船命令） | （停船命令） |
| **第十四条**　（略） | **第十四条**　（略） |
| ２　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。 | ２　前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。 |
| 一　信号旗Ｌを掲げること。 | 一　信号旗Ｌを掲げる。 |

（改善計画の変更の認定の申請）

**第二条**　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による認定の申請は、別記様式第二号による申請書を提出してするものとする。

（再建計画の認定の申請）

**第三条**　（略）

（再建計画の変更の認定の申請）

**第四条**　（略）

（新設）